

随意契約について

令和元年 9 月
福島県入札監理課

1 随意契約とは

競争の方法によらないで、県が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法をいいます。

2 随意契約によることができる場合

地方自治法施行令第167条の2に該当する場合（以下、代表的なものを抜粋。）

ア 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合

（例 工事の請負契約 250万円 ← 福島県財務規則で規定）

イ 不動産の買い入れ、物品の売払い等で性質又は目的が競争入札に適さない場合

ウ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

エ 競争入札に付することが不利と認められるとき

オ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

3 2のオにおける随意契約への移行手続

（1） 応札者がいない、入札参加資格を満たす応札者がいない場合

① アンケートを実施、原因究明

（調査結果から、公告入札を行っても応札数が極端に少ないと見込まれる。）



② 随意契約

複数の者から見積りを徴取する。見積徴取者等について、改めて入札参加条件等審査委員会の審議を経た上で見積合わせを行う。

*アンケート結果から、設計図書に問題があった場合や入札公告の不知があった場合等は、改めて公告入札や再度入札を行いますので随意契約には移行しません。

（2） 予定価格超過等により落札者がいない場合

① 設計内容の再確認、地域要件などの条件設定の再検討、応札者が少なかった理由の把握等を行う。



② 再度入札（設計内容等の確認の結果、変更する必要がないとき）

初回入札参加者だけで、もう一度入札を行う。



③ 随意契約（再度入札を行っても落札者が決まらなかったとき）

ア 価格競争の場合

複数の入札参加者から見積書を徴取する。

見積徴取先を再度入札の参加者に限定するときは、入札参加条件等審査委員会の審議は不要とする。

イ 総合評価方式の場合

改めて入札参加条件等審査委員会の審査を経て、随意契約に移行する。

（総合評価方式は企業の技術力等を総合的に評価して落札者を決定するため、価格により落札者を決定する随意契約に移行して良いか、入札参加条件等審査委員会の審議を経る必要がある。）

* 設計内容等の確認の結果、設計図書に問題があった場合や入札公告の不知があった場合等は、改めて公告入札や再度入札を行いますので随意契約には移行しません。

☆☆詳細は別紙「入札不調時の対応フロー」をご覧ください☆☆

4 その他

○ 入札参加条件等審査委員会とは

入札参加資格の設定の適否や随意契約の理由及び相手方の選考の適否を審査します。

入札参加条件等審査委員会は、「本庁」（会長：総務部長）と「地方」（会長：各地方振興局長、ただし、県北地方は出納局長）の二つに分かれ、「本庁」では出先公所長に委任された工事以外の工事について、「地方」では出先公所長に委任された工事（設計価格3億円未満まで）について審査の対象としています。

入札不調時の対応フロー

<p>応札者なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計内容や積算内容を再確認する。 ・地域要件などの条件設定を再検討する。 ・必要に応じて、設計意図を補足説明する必要性の検討、発注ロットの見直し、他の工事との一体的な発注等を検討する。 ・閲覧者や工事実績のある業者に対するアンケートの実施等により、応札しなかった理由の把握に努める。
<p>→ 改めて公告入札</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格その他の条件(契約保証金及び履行期限を除く)を変更する必要があるとき。 ・必要に応じて、補足説明を閲覧図書に追加する、発注時期を変更するなどの対応を行う。 ・入札参加の条件を修正する場合は、審査委員会の審議を再度経た上で、改めて入札公告を行う。 ・入札参加の条件を修正しない場合、かつ、工事内容(設計図面)に変更がない場合は、審査委員会の再度の審議は不要とする。 ・地域要件を現行の範囲内で拡大する場合、再度の審議を省略することができる。
<p>→ 再度公告入札</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格その他の条件(契約保証金及び履行期限を除く)を変更する必要があるとき。 ・アンケート等で入札公告の不知が多いことが判明した場合など応札が期待できるときに行う。 ・必要に応じて、補足説明を閲覧図書に追加する、発注時期を変更するなどの対応を行う。 ・設計内容、条件設定等に変更がないので、審査委員会の審議は不要とする。
<p>→ 随意契約 (施行令第167条の2第1項第8号(競争入札に付し入札者がいないとき)適用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応札しなかった理由の把握等によって改めて公告入札を行っても、応札数が極端に少ないと見込まれるとき。又は、公告入札を行う期間が確保できないとき。 ・施行令第167条の2第2項の規定により、契約保証金及び履行期限を除き、最初競争入札で定めた予定価格その他の条件は変更できない。 ・複数の者から見積書を徴取し、単独随意契約は行わない。 ・見積合わせは発注機関が行う。 ・見積徴取者等について審査委員会の審議を再度経た上で、見積合わせを行う。
<p>応札者あり、かつ、落札者なし (最低制限価格により失格又は全員予定価格超過)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計内容を再確認する。 ・地域要件などの条件設定を再検討する。 ・応札者が少ないときは、必要に応じて応札しなかった理由の把握に努める。 ・施工体制事前提出方式が適用されている工事で、予定価格と最低入札額とに開きがある場合には、見積内訳書と設計内容を照合し、原因把握に努める。 ・必要に応じて、設計意図を補足説明する必要性の検討、発注ロットの見直し、他の工事との一体的な発注等を検討する。
<p>→ 再度入札</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設計内容、条件設定等を変更する必要があるとき。 ・電子入札の再度入札の場合、入札執行権者は、再度入札の日時等(日時等は適宜を設定)を、電子入札システムの再入札通知書で送信する。 ・郵便入札の再度入札は、立会入札とする。入札執行権者は、再度入札の日時等(日数等は適宜を設定)を当初入札参加者(最低制限価格の失格者を除く。)に対して電話等確実な方法で通知する。 ・落札者がいない場合は、随意契約(施行令第167条の2第1項第8号適用)に移行できる。(下記参照)
<p>→ 改めて公告入札</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格その他の条件(契約保証金及び履行期限を除く)を変更する必要があるとき。 ・必要に応じて、一体的な発注を行う、補足説明を閲覧図書に追加する、発注時期を変更するなどの対応を行う。 ・入札参加の条件を修正するので、審査委員会の審議を再度経た上で、改めて入札公告を行う。 ・入札参加の条件を修正しない場合、かつ、工事内容(設計図面)に変更がない場合は、審査委員会の再度の審議は不要とする。 ・地域要件を現行の範囲内で拡大する場合、再度の審議を省略することができる。
<p>→ 再度公告入札</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格その他の条件(契約保証金及び履行期限を除く。)を変更する必要があるとき。 ・アンケート等で入札公告の不知が多いことが判明した場合などに行う。 ・必要に応じて、補足説明を閲覧図書に追加する、発注時期を変更するなどの対応を行う。 ・設計内容、条件設定等に変更がないので、審査委員会の審議は不要とする。
<p>→ 随意契約 (施行令第167条の2第1項第8号(再度の入札に付し落札者がいないとき)適用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再度の入札とは、再度入札を指し、原則として再度公告入札は含まない。 ・施行令第167条の2第2項の規定により、契約保証金及び履行期限を除き、最初競争入札に付するときに定めた予定価格などその他の条件は変更できない。 ・複数の入札参加者から見積書を徴取する。 ・見積合わせは入札執行機関が行う。(財務規則第2条16号参照) ・見積徴取先を再度の入札への参加者に限定するときは、審査委員会の審議は不要とする。